

財務省告示第三百四十九号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年九月十一日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年九月二十八日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の買入
国債（二庫） 年債利付券 （二庫）	第六百三十回	五百四十五億	九十九円九十
国債（五庫） 年債利付券 （五庫）	第二十二回	二百二十二億	九十九円九十
国債（十庫） 年債利付券 （十庫）	第九百九十七回	二百六十七億	百円九銭四厘
合計	第九百九十七回	千四百四十六億	百円八十銭一